

～協会けんぽ KANAGAWA～

健康保険 だより

令和5年
4月号

今月号のトピックス

TOPIC
01

令和5年度 協会けんぽ神奈川支部
保険料率改定のお知らせ

TOPIC
02

健康保険料率にはインセンティブ制度の
結果も反映されます

TOPIC
03

保険証が有効なのは退職日まで！
～退職後は保険証を返却してください～

協会けんぽ加入の事業主・加入者のみなさまへご案内します

※健康保険組合・国保組合に加入のみなさまは、参考としてご一読ください。職場のみなさまで回覧をお願いします。

令和5年度 協会けんぽ神奈川支部 保険料率改定のお知らせ

協会けんぽ神奈川支部の保険料率は、令和5年3月分(4月納付分)から改定されます。

令和5年2月(3月納付分)まで

●健康保険料率

給与・賞与の **9.85%**

令和5年3月(4月納付分)から

給与・賞与の **10.02%**

●介護保険料率

給与・賞与の **1.64%**

給与・賞与の **1.82%**

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※賞与については、3月1日支給分から変更後の保険料率が適用されます。

なぜ
あがったの



コロナ禍前の神奈川支部の保険料率は、加入者一人当たり医療費の伸び率が相対的に高いことを主因に保険料率の引き上げが続いていました。

令和4年度の保険料率は、令和2年度のコロナ禍による医療機関への受診控えなどにより、一時的に医療費が大幅に減少したため9.85%へ引き下げになりました。一転して令和5年度の保険料率は、令和3年度の医療費が令和2年度の反動増や新型コロナに係る医療費の増加等により、全国平均を大きく上回ったことなどから引き上げとなりました。

健康保険料率 上昇を 抑えるための 取組み

協会けんぽの健康保険料率は加入者のみなさまの医療費に基づき、都道府県ごとに算出されます。健康保険料率の上昇を抑えるため、次の3点に取組みましょう。

- ① 毎年健診を受け、結果に基づいて生活習慣を見直す
- ② 健診の結果、生活習慣の改善が必要と判断された場合は「特定保健指導」を受ける
- ③ 「健康企業宣言」にエントリーして、事業所を挙げて健康づくりに取組む

「健康企業宣言」
についてはこちら



加入者のみなさまの健康や生活を支え、今後も安心して医療を受けられるよう、保険料のご負担につきまして、なにとぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

裏面もご覧ください



全国健康保険協会 神奈川支部

協会けんぽ

〒220-8538

横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階

TEL:045-270-8431(代表) お電話のお掛け間違いにご注意ください。

インターネット検索サイトより「協会けんぽ」と入力してください。

協会けんぽ



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>



健康保険料率にはインセンティブ制度の結果も反映されます

インセンティブ制度とは？

特定健診等の受診率など“5つの評価指標”による各都道府県支部のランキングが、翌々年度の健康保険料率に反映される制度です。上位に入った支部にはインセンティブ(報奨金)が付与され、**健康保険料率が軽減**されます。

5つの評価指標	健康保険料の負担を軽減するために
特定健診等の受診率	・対象年齢の方は協会けんぽの健診を 毎年必ず 受診しましょう。 ・事業者健診を実施の事業所は、健診結果を協会けんぽへ提供しましょう。 ※協会けんぽの健診を受診している場合は、健診結果の提供は必要ありません。
特定保健指導の実施率	・健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合には、 特定保健指導 を受けましょう。
特定保健指導対象者の減少率	・特定保健指導の対象にならないよう、健康づくりに取り組みましょう。 ・特定保健指導を受けた方は最後まで継続して受けましょう。
要治療者の医療機関の受診率	・健診の結果、「要治療」の判定を受けた方は、医療機関を必ず受診しましょう。 ・従業員の健診結果を把握し、「要治療者」に受診を促しましょう。
後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合	・お薬が処方される場合、「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に使用しましょう。 (一部のジェネリック医薬品において、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される場合は医療機関や薬局にご相談ください。)

健康保険料の負担を軽減するため、5つの評価指標の順位向上を目指した積極的な取り組みを進めていきましょう！



保険証が有効なのは退職日まで！

～退職後は保険証を返却してください～

保険証が有効なのは**退職日**までです。退職した翌日(資格喪失日)から保険証は無効です。退職された際には、速やかに保険証をお勤め先に返却してください。



必ず保険証を返却してください！

被保険者
(ご本人)様



退職された際には、ご家族の分も含め、お勤め先に保険証を返却してください。

事業主様



「資格喪失届」に保険証(ご家族の分を含む)を添付して日本年金機構 神奈川事務センターにご提出ください。



協会けんぽでは、**令和5年1月**から各種申請書(届出書)の様式を変更しております。変更前の申請書(届出書)で申請された場合、事務処理等に時間がかかる場合がありますので、新様式のご使用をお願いします。
新様式の申請書(届出書)は協会けんぽのホームページよりダウンロードできます。
なお、協会けんぽ神奈川支部へ郵送をご依頼いただくことも入手できます。

協会けんぽの制度、取組み等について動画を作成しました！ぜひご覧ください！

協会けんぽとは？

- ・協会けんぽの概要
- ・医療費適正化の取組み
- ・保険料率の仕組み等



健康づくりとは？

- ・健診費用の補助
- ・健診受診後の重要性
- ・事業所へのサポート等



給付金等について

- ・各種給付金
- ・マイナンバーカードの保険証利用等

